

(写)

10年保存

機密性 1

令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

基賃発 0205 第1号
令和6年2月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
賃金課長

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年10月改定の日本標準産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいて定めているところであるが、今般、総務省において、令和5年6月16日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改定に係る告示（同年7月27日総務省告示第256号。別添1参照。以下「新産業分類」という。）がなされ、令和6年4月1日から施行されることとされている。

については、今般の改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 日本標準産業分類の改定の概要等

(1) 日本標準産業分類の改定の概要

新産業分類の概要は、別添2のとおり「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、「,」（カンマ）の「,」（読点）への修正等であること。

(2) 新産業分類の特定最低賃金に対する影響

このうち、現在設定されている特定最低賃金において、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称の変更が行われる主な産業は次のとおりであること。

- ① 糖類製造業
- ② 各種商品小売業
- ③ 百貨店、総合スーパー

また、これらの産業について、新産業分類における変更内容は次の表のとおりであること。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター

<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

このほか、「,」（カンマ）が「.」（読点）に修正されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用対象業種の範囲の表示について改正が必要であること（例えば、旧産業分類における「管理，補助的経済活動を行う事業所」、E313「船舶製造・修理業，船用機関製造業」等）。

2 令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取扱い

(1) 特定最低賃金の改正の申出及び決定

ア 改正の申出

特定最低賃金の改正の申出における件名及び適用対象業種の範囲については、当該申出に係る既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類に基づくものとする。

この場合の申出の受付に際しては、当該申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しようとするものではないことを確認すること。

イ 改正の決定

改正の決定における件名及び適用対象業種の範囲については、新産業分類に基づくものとし、新産業分類に基づき既設の特定最低賃金の件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を改める必要があるものについては、最低賃金審議会における審議を経て、当該新産業分類に基づく件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を決定すること。

(2) 特定最低賃金の新設の申出及び決定

特定最低賃金の新設の申出及び決定は、新産業分類に基づくものとする。

なお、既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲の変更を伴う申出である場合には、その変更が適用対象業種の範囲の拡大又は縮小のいずれであっても新設の申出となり、新設の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

(3) 特定最低賃金の廃止の申出及び決定

特定最低賃金の廃止の申出及び決定における件名及び適用対象業種の範囲については、旧産業分類に基づくものとする。

3 地方最低賃金審議会委員及び関係労使への説明

新産業分類に基づく特定最低賃金の改正等が円滑に行われるよう、地方最低賃金審議会各委員及び関係労使に対して、機会をとらえて上記1及び2について説明すること。

また、新産業分類により行われた分類項目の新設等に係る産業の関係労使から特定最低賃金の新設に関する相談等があった場合にも同様に説明すること。

※ 別添1-1抜粋添付

※ 別添1-2及び別添2は添付省略

第3項 分類の基準

本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のような分類の基準に基き、区別し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）
- (3) 生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表等に用いられるものである。

第4項 分類の構成

本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。

また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

第5項 分類の適用単位

本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。

他方、経済センサス等において、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を適用することができ、なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人の属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスと細分類項目とからえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定する。この場合の主要な経済活動とは、これら複数の項目のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最もである。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの取入額等、又はそれらの活動に要した従業員数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。（注）

事業所の産業をこの産業分類に適用（格付）する場合は、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定し、次に決定された大分類に該当する経済活動を中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。

なお、農・林・漁家に対する販売又は賃加工サービス提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に振り扱うものとする。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように振り扱う。

- (1) 1年以内の事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であったり、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合は、調査期に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。

- (3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。
- (4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持分会社といわれる事業所の産業は、次のように振り扱う。

- (1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動」の該当項目に分類する。

なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類の小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の小分類項目に分類する。

- (2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所」の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う主事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の小分類項目に分類する。

- (3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を保持し、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営

- (4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。

第7項 公務の範囲

本分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類される。

第2章 分類項目表

大分類	中分類	小分類	細分類
A	農業	農産物	農産物
B	漁業	水産物	水産物
C	鉱業、採石業	採石業	採石業
D	建設業	建築業	建築業
E	製造業	製造業	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	電気業
G	情報通信業	情報通信業	情報通信業
H	運輸業、郵便業	運輸業	運輸業
I	卸売業、小売業	卸売業	卸売業
J	金融業、保険業	金融業	金融業
K	不動産業、物品賃貸業	不動産業	不動産業
L	学術研究、専門・技術サービス業	学術研究	学術研究
M	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	宿泊業
N	生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業	生活関連サービス業
O	教育、学習支援業	教育	教育
P	医療、福祉	医療	医療
Q	情報サービス業	情報サービス業	情報サービス業
R	サービス業（他に分類されないもの）	サービス業	サービス業
S	公務（他に分類されるものを除く）	公務	公務
T	分類不能の産業		

283	2831	記録メディア製造業	283	293	民生用電気機械器具製造業	3015	314	航空機・同附属品製造業
	2831	半導体メモリメディア製造業		2931	ちゅう房機器製造業	3019	311	航空機製造業
	2832	光子・磁気テープ製造業		2932	空調・住宅関連機器製造業		312	航空機用原動機製造業
284	2841	電子回路製造業		2933	衣料衛生関連機器製造業	3021	315	その他の航空機部品・補助装置製造業
	2842	電子回路基板製造業		2939	その他の民生用電気機械器具製造業	3022	3151	産業用運搬車・同部品・同附属品製造業
285	2851	電子回路部品製造業		2941	電球製造業	3023	3159	フネ・同部品・同附属品製造業
	2859	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		2942	電気照明器具製造業	3031		その他の産業用運搬車・同部品・同附属品製造業
289	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		2951	蓄電池製造業	3032	319	その他の輸送用機械器具製造業
	29	電気機械器具製造業		2952	一次電池(乾電池、温電池)製造業	3033	3191	自転車・同部品製造業
中分類	29	電気機械器具製造業		2961	電子応用装置製造業	3034	3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業
小分類	290	管理、補助的経済活動を行う事業所(29 電気機械器具製造業)		2962	医療用電子応用装置製造業	3035	320	その他の製造業
	2900	主として管理事務を行う本社等		2963	その他の電子応用装置製造業	3039		
	2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		2971	電気計測器製造業(別掲を除く)	3100	3209	管理、補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)
	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械器具製造業		2972	工業計測器製造業	3109	321	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
	2912	変圧器製造業(電子機器用を除く)		2973	医療用計測器製造業	3111	3212	貴金属・宝石製品製造業(ジュエリー)附属品・同材料加工業
	2913	電力開閉装置製造業		2999	その他の電気機械器具製造業	3112	3219	その他の貴金属製品製造業
	2914	配電線・電力制御装置製造業		中分類	30 情報通信機械器具製造業	3113	322	装身具・装飾品、ボタ金庫・同運送品製造業(貴金属・宝石製を除く)
	2915	配線器具・配線附属品製造業		小分類	300	3121	3221	装身具・装飾品、ボタ金庫・同運送品製造業(貴金属・宝石製を除く)
292	2921	電気接続機製造業			3000	3122	3222	蓮花・装飾用羽毛製造業
	2922	内燃機関電機品製造業			3009	3131	3223	ボタ金庫製造業
	2923	電気炉・電熱装置製造業			3011	3132	3224	針・ピン・同関連品製造業
	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)			3012	3133	3229	その他の装身具・装飾品製造業
					3013	3134	3231	時計・同部品製造業
					3014			